

# 令和6年度 長崎地方最低賃金審議会

## 第4回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月16日（金） 午後5時30分～午後8時40分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について  
（2）その他

### 5 審議要旨

#### ① 全体協議

##### 【労働者側委員の意見】

- ・ 前は81円という金額を提示したが、その後九州各県での答申が出た。
- ・ 近隣の状況も踏まえた上で、連合長崎が取りまとめた2024年春季生活闘争の地場83組合の300人未満の金額である10,610円を1か月の所定労働時間173.8時間で除した61円を提示したい。
- ・ 本日結審しないと今後の日程も厳しいと聞いている。また、発効日が遅れることは、1日も早い引き上げを求めている労働者からすると困る状況になることから早く決めたい。労側としては、全会一致を希望していることもあって、地場83組合の300人以上の引き上げ率6.29%を現行の長崎県最低賃金898円に乗じた57円を示したい。この金額をもって全会一致を求めて行きたい。

##### 【使用者側委員の意見】

- ・ 県内には小規模事業者が多くおり、使用者側としては、賃金の支払能力を意識してこれまで主張してきた。
- ・ 他県約40都道府県において答申がなされているが、Bランク、Cランクの都道府県の多くは使用者側の反対となっており、全国的にみて使用者側から見ると厳しい状況での採決となっている。
- ・ 県内の事業者の状況を踏まえると全会一致は厳しい。
- ・ 金額は個別協議の中で提示したい。

#### ② 個別協議

##### 【労働者側委員の意見】

- ・ 労使より上がっている要望事項については、今後可能な限りにおいて公労使調整、審議会としての付帯決議としていただきたい。
- ・ 労側としては全会一致を目指すため、最低限の金額である57円を提示したものであり、その趣旨をご理解の上全会一致による決議を求めたい。

##### 【使用者側委員の意見】

- ・ 使用者側としては、何度もお話ししているように基本は第4表である。それ以外の資料等引用し金額を提示した場合は、これまでの説明と異なることになる。
- ・ 答申文には、「最低賃金の発効日を一律に1月1日と制度化すること」、「BtoC事業の価格転嫁率を、定期的、定量的に調査すること」及び「業務改善助成金を含めた各種助成金については、事業者が利用し易く且つ手続きが分かり易い制度への変更について」の3項目について使用者側からの要望事項として記載していただきたい。

### ③公益見解による採決及び専門部会報告書の作成

個別協議終了後、公益見解を出して採決を実施することについて、労使双方の同意が得られたことから、公益委員が協議し、「長崎県最低賃金の金額については、55円引き上げて、1時間953円にする」という公益見解を提示して、採決を行った結果、公益2名、労働者側3名の合計5名が賛成、使用者側3名の合計3名が反対となり、公益見解のとおり決定されたので、公益見解に基づき専門部会報告書を作成された。

なお、公益委員見解の主な内容は次のとおり。

「令和6年度の長崎県最低賃金については、最低賃金法第9条にいう労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力が反映されている賃金改定状況調査結果第4表を基本とし、中央最低賃金審議会目安、長崎県における消費者物価指数、本県における価格転嫁の遅れ、引き上げた場合の影響率、地域間格差の是正を総合的に勘案し、55円引き上げて時間額953円とすることが適当であると考え。」

#### (2) 今後の審議日程について

- ・第3回本審 8月16日(金) 21:00～
- ・第4回本審 8月21日(水) 9:30～
- ・第5回本審 9月3日(火) 9:30～